

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○福島県公安委員会
福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5月30日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第3号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第97条の2第1項第3号」の次に「、第5号」を加える。

第29条の2第1項中「第29条の2第2項」を「第29条の2第3項」に改める。

第30条第1項第1号中「の規定に該当する者又は免許試験」を「から第3項までの規定により行うとき」に改め、「を除く。）」を削り、「とき」の次に「を除く。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第102条第4項又は第5項の規定より行うとき（仮免許の免許試験に合格した者について行うときを除く。）。様式第19号の2の臨時適性検査通知書

第30条第1項第3号中「臨時適性検査通知書」の次に「（仮運転免許用）」を加え、同項第4号を削り、同条第2項中「様式第19号の5」を「様式第19号の2」に改める。

第30条の2中「様式第19号の6」を「様式第19号の4」に、「様式第19号の7」を「様式第19号の5」に改める。

第30条の3を第30条の4とし、第30条の2の次に次の1条を加える。

（医師の届出等）

第30条の3 法第101条の6第1項の規定による届出は、様式第19号の6の届出書により行うものとする。

2 法第101条の6第2項の規定による確認の要求は、様式第19号の7の確認要求書により行うものとする。

第36条の4第3項中「取消処分者講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に改める。

第36条の11第3項中「初心運転者講習終了証書」を「初心運転者講習終了証明書」に改める。

第39条第8号中「(特定失効者)の次に「及び特定取消処分者」を加え、「特定失効者講習手数料納付書」を「特定失効者、特定取消処分者講習手数料納付書」に改める。
様式第19号及び様式第19号の2を次のように改める。

様式第19号 (第30条関係)

福公委 () 第 号	
臨時適性検査通知書	
年 月 日	
住 所	様
福 島 県 公 安 委 員 会 印	
<p>あなたは、講習予備検査(認知機能検査)の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくこととなりましたので、通知します。</p> <p>この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の の処分を受けることとなりますので、御注意ください。</p>	
適性検査を 行う理由	講習予備検査 特定の交通違反
適性検査を行う期日	年 月 日 午前 時 分から 午後
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備	考

備考

- 1 認知症の診断結果が記載された主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合には、臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。
- 2 診断書を提出する場合は、 年 月 日までに、福島県警察本部交通部運転免許課 係に提出してください。
- 3 この通知について、不明な点がある場合には、福島県警察本部交通部運転免許課 係までお問い合わせください。

様式第19号の2 (第30条関係)

福公委 () 第 号	
臨時適性検査通知書	
年 月 日	
住 所	様
福 島 県 公 安 委 員 会 印	

あなたは、下記のとおり道路交通法による臨時適性検査（専門医による診断）を受けていただくこととなりましたので、通知します。この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日 午前 時 分から 午後
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

備考

- 1 診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（専門医による診断）を受ける必要はありません。
- 2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、福島県警察本部交通部運転免許課 係に提出してください。
- 3 この通知について、不明な点がある場合には、福島県警察本部交通部運転免許課 係までお問い合わせください。

様式第19号の3中「臨時適性検査通知書」の次に「（仮運転免許用）」を加え、

年 月 日 を 年 月 日 午前

前後 時 分から に改める。

様式第19号の4から様式第19号の7までを次のように改める。
様式第19号の4（第30条の2関係）

福島県公安委員会指令（ ）第 号
適性検査受検命令書
年 月 日
住 所 様
福島県公安委員会 印
道路交通法 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。
なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の

の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日 午前 時 分から 午後
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 この命令について、不明な点がある場合には、福島県警察本部交通部運転免許課 係までお問い合わせください。

様式第19号の5（第30条の2関係）

福島県公安委員会指令（ ）第 号

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

様

福島県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して診断書を提出しない場合は、運転免許の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	年 月 日
診断書の提出先	
その他必要な事項	
備 考	

備考

- 1 道路交通法施行規則に規定する要件とは、主治医（かかりつけ医）が作成した診断書で、処分の理由とされる事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 2 この命令について、不明な点がある場合には、福島県警察本部交通部運転免許課 係までお問い合わせください。

様式第19号の6 (第30条の3関係)

届出書		年 月 日
福島県公安委員会		
道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。		
医 師 住 所 医療機関名 氏 名 ㊟		
患 者	住 所	
	フリガナ 氏 名	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
病 名		
病 状		
参 考 事 項		

様式第19号の7 (第30条の3関係)

確認要求書		年 月 日
福島県公安委員会		
道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。		
医 師 住 所 医療機関名 氏 名 ㊟		
患 者	住 所	
	フリガナ 氏 名	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)

(回答書送付先)	
医療機関名	
所在地	〒 ー
電話番号	

様式第19号の8から様式第19号の11までの規定中「(第30条の3関係)」を「(第30条の4関係)」に改める。

様式第33号の2及び様式第33号の2の2中
「本籍所を氏名に改める。
氏名 生年月日」
生年月日」

様式第33号の3及び様式第33号の4中「取消処分者講習修了証書」を「取消処分者講習修了証明書」に、
「本籍所を氏名に、「あなたは、」を「上記の者は、
氏名 生年月日」
生年月日」

年 月 日」に、「ことを証します」を「者であることを証明する」に改める。
様式第40号中「初心運転者講習修了証書」を「初心運転者講習修了証明書」に、「証する」を「証明する」に改める。

様式第46号の2中「特定失効者講習手数料納付書」を「特定失効者講習手数料納付書」に改める。
特定取消処分者

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第36条の4及び第36条の11の改正規定、様式第33号の2、様式第33号の2の2、様式第33号の3、様式第33号の4及び様式第40号の改正規定並びに次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県道路交通規則(以下「旧規則」という。)様式第33号の2又は様式第33号の2の2による取消処分者講習受講申請書は、改正後の福島県道路交通規則(以下「新規則」という。)様式第33号の2又は様式第33号の2の2による取消処分者講習受講申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第33号の3又は様式第33号の4による取消処分者講習終了証書及び様式第40号による初心運転者講習終了証書は、それぞれ新規則様式第33号の3又は様式第33号の4による取消処分者講習終了証明書及び様式第40号による初心運転者講習終了証明書とみなす。